

くらしのかわら版

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第13号

2016.7

編集/発行

市消費生活啓発推進員

市消費生活センター

平成28年度消費者月間事業を実施しました！

消費者月間とは？

昭和43年5月に「消費者保護基本法（現・消費者基本法）」が施行されたことから、国は5月を「消費者月間」と定めています。平成28年度は「みんなの強みを活かせ～安心・安全な社会に一億総活躍～」を全国統一テーマとし、各地で消費者問題に関する教育・啓発等の事業が行われました。ひたちなか市では消費者月間講演会、街頭啓発、啓発パネル等の資料の展示を行いました。

★消費者月間講演会



知って得する！広告の見方

5月19日（木）、ワークプラザ勝田大会議室にて半田佑美子氏（公益社団法人日本広告審査機構審査部）を講師に招き、講演会を行いました。講師は、購入や契約をする際に大切なことは、広告を鵜呑みにせず細部まで確認すること、客観的に見ることであると、事例に基づきながら話してくださいました。今回の講演会は、広告に惑わされず必要な情報を選択することが、より良い消費生活につながることを実感する時間となりました。

講演に参加した推進員の感想

広告の審議事例をケースごとに分けて紹介していただき、消費者は「広告を見るチカラ」を持つことが大切だと感じました。買い物、電話の対応、広告等で迷うことが多い私ですが、クイズ形式で考える時間もありとても分かりやすいお話でした。今回の講演会に参加して、改めて広告表示の真偽を見抜けるよう、そして生活に活用できるよう努めたいと思いました。



「広告を見るチカラ」

～メディア・リテラシーを身につける～

- ①情報メディアを主体的に読み解き
- ②必要な情報を引き出し
- ③その真偽を見抜き
- ④活用する能力のこと。

（半田先生の講話より）



★街頭啓発

5月14日(土)に、春日町地内のスーパーマーケット店頭において、街頭啓発を実施しました。当日は、消費生活啓発推進員と市職員がパンフレット等を配布し、消費者被害の防止を呼びかけました。消費生活センターオリジナルキャラクター「ちゃあくん」も登場し、多くの方に受け取ってもらうことができました。



▲街頭啓発の様子

★パネル展示

5月23日(月)から31日(火)まで、市役所本庁1階市民ホールにて、消費生活に関するパネル展示、消費者啓発パンフレット・チラシの配布を行いました。消費者団体であるひたちなか生活学校の活動紹介(パネル展示及び作品展示)もあわせて行いました。



▲パネル展示の一部

消費生活センターより

平成27年度の相談状況について

被害を防ぐ
合言葉



平成27年度に消費生活センターに寄せられた相談の件数は882件で、前年度に比べて50件以上も増加しました。相談内容で特に多かったのはデジタルコンテンツ(※)に関するものです。最近では小学生から高齢者まで携帯電話を所持している方が増え、携帯サイト利用中のトラブルが多発しています。また、還付金等詐欺に関する相談も増加しています。

※データとして消費者に提供される画像や映像、音楽のこと。相談内容の主なものは
アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲームなど。

実際の相談事例



☎ スマートフォンで無料の動画を見るために再生ボタンをクリックしたところ、有料会員登録画面になってしまった。退会するためにサイトに書いてあった電話番号に電話をかけたところ、高額な料金の支払いを請求された。どうすればいいか。

→ワンクリック詐欺の可能性が高いです。納得できない、利用した覚えのない不当な請求の場合は、連絡をとらずに様子を見るようにしましょう。不安な場合は消費生活センターにご相談ください。

☎ 市の職員を名乗る男から「保険料還付金の書類を送ったが、まだ手続きが済んでいないようだ。書類は届いているか。」と連絡があった。届いていないと答えると、「期限が今日までなので、急いでATMで手続きして欲しい。」と言われた。

→還付金詐欺の手口です。還付金を受け取るために、市役所の職員がATMの操作を求めるところはありません。「今日まで」などと急かされても慌てずに、市役所等に事実確認を取るようにしましょう。相手が言った連絡先を鵜呑みにせず、電話帳などで正しい連絡先を確認することも大切です。



広告を見る機会が多いけど、どんな表示に気をつけたらいいの？

表示によっては**不当景品類及び不当表示法(景品表示法)**(※)で禁止されているものもあるよ。どんなものが当てはまるのか一緒に確認してみよう！



※ 消費者の商品選択の判断を狂わせる、行き過ぎた景品の提供や、虚偽、誇大な表示を禁止する法律

①優良誤認表示

品質、規格、その他の内容について著しく優良だと誤認される表示です。

例：合理的な根拠もなく、あたかも商品を摂取するだけで痩せるというような食品の表示

②有利誤認表示

価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です。

例：他社と同程度の内容量なのに、あたかも他社商品の2倍の内容量であるかのような表示

③その他 誤認されるおそれのある表示

一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。

例：おとり広告(広告された商品が好評により品切れしたと見せかけて、他の商品売りつける行為)



商品を購入する前に、広告は細部まで確認しましょう！

ニセ電話詐欺に注意！！

4月25日(月)から5月24日(火)までの30日間に、県央地区で9件のニセ電話詐欺被害が発生し、県警察からニセ電話詐欺多発警報が発令されました。ひたちなか市も例外ではなく、オレオレ詐欺や還付金詐欺の被害が出ています。「自分は大丈夫」などと思わずに、留守番電話機能を利用するなどして、日頃から気をつけましょう。

☞ 不審な電話があったら・・・

- ・長電話をせず手短かに切りましょう。
- ・その場で判断せず、事実を確認しましょう。
- ・ひとりでは悩まず、身近な人や消費生活センターに相談しましょう。



～くらしの講座～

消費生活センターでは、くらしに役立つ情報提供の場として、年8回「くらしの講座」を開催します。第1回目は6月22日（水）に「暮らしの中のハーブ～モイストポプリをつくろう」を開催しました。今後の講座の詳しい日程については、市報や市のホームページに掲載します。ぜひ、確認の上ご参加ください。



▲第1回講座の様子

平成28年度の予定



- 6月 暮らしの中のハーブ
- 7月 災害時こそ「家庭にある食材」を！
- 8月 夏休み親子料理教室
- 9月 高齢期の住まいを選ぶ
- 11月 身近な家電製品の漏電について
- 12月 保険商品の選び方
- 2月 楽しい経済の知識を学ぶ
- 3月 シニアのスマートフォン教室

消費生活啓発推進員の活動

活動内容の一部を紹介します！

消費生活啓発推進員は市民と消費生活センターのパイプ役として、消費生活に関する啓発活動や講座の企画を行っています。

〈啓発〉

消費生活センターで行うふれあい講座で寸劇などを行い、悪質商法の手口などをわかりやすく伝えています。



〈研修〉

知識を習得し、消費者行政の推進に役立てるため、毎年10月の視察研修や講座等に参加し、スキルアップを図っています。



〈消費生活展〉

毎年11月に開催される消費生活展で、推進員として小物作り体験やパネル展示のブースを開き、来場者に向けて啓発を行っています。



困ったとき、不安なとき、お気軽に消費生活センターにご連絡ください！！

ひたちなか市消費生活センター

電話：029-273-0111（内線 3233）
FAX：029-276-3081

ひたちなか市東石川 2-10-1 ひたちなか市役所第2分庁舎 2階
相談時間 午前 9：30～12：00 午後 1：00～4：30
※土日、祝日、年末年始はお休みです。

